

○上市町公衆無線LANの利用に関する要綱

令和6年12月27日告示第116号

上市町公衆無線LANの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民及び本町への来訪者の利便性の向上を図るために町が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 無線LANによって、次に掲げる機能を提供する。

- (1) インターネット接続に関する機能
- (2) その他町長が必要と認める機能

(利用者の資格)

第3条 町は、この要綱に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、無線LANの利用を認めるものとする。この場合において、無線LANを利用する者が、無線LANのサービスによりインターネットに接続することをもって、この要綱に同意したものとみなすものとする。

(利用施設、利用場所及び利用時間)

第4条 無線LANを利用することができる施設、場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、利用者に事前に通知することなく利用することができる場所及び時間を変更することができる。

(利用料)

第5条 無線LANの利用料は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用条件)

第6条 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

- 2 無線LANを利用するために必要な通信機器（無線LANを利用できる機能を搭載したパソコン、スマートフォン等をいう。以下同じ。）は、利用者が準備するものとする。
- 3 利用者が利用する通信機器及びその付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。
- 4 無線LANへの接続に係る利用者の通信機器等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 5 通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。
- 6 利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(利用の制限)

第7条 町長は、無線LANの適切な管理運営のため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとする。

(禁止事項等)

第8条 利用者は、無線LANの利用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは町の著作権、プライバシー権その他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは町の財産を侵害するおそれのある行為
- (3) 他の利用者、第三者又は町を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪行為若しくは犯罪に結び付く行為又はそのおそれのある行為
- (6) 宗教に関する活動に関する行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線LANを通じ、又は無線LANに関連して使用し、若しくは提供する行為
- (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は町長が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって、町、利用者本人又は第三者に損害が生じた場合は、当該利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(利用の停止)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 前条第1項で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この要綱に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると町長が判断した場合

(運用の中止)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの運用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANに係る機器及び通信回線の保守又は無線LANを利用できる施設の工事を定期的に又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、地震、噴火、洪水、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおり実施できなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他町長が無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線LANの運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、町は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第11条 町長は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないもの

とする。

- 2 無線LANのサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失又は漏えい、データの破損、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、町は一切責任を負わないものとする。
- 3 無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、ウェブブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、町は一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、町は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が、無線LANのサービスを利用してアップロード又はダウンロードした情報若しくはファイルに関連して、何らかの損害を被った場合又は何らかの法的責任を負う場合においては、自己の責任においてこれを処理し、町は一切の責任を負わないものとする。
- 6 町は、利用者に対し無線LANのサービスを間断なく提供する義務を負うものではなく、当該サービスが何らかの理由による利用者に対し提供されなかった場合においても、町は、そのことにより利用者が生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
- 7 町は、利用者の承諾なしに、無線LANのサービスの内容を変更できるものとする。
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

利用施設	利用場所	利用時間
上市町役場	本庁舎1階	開庁時間内
上市町保健福祉総合センター	1階ロビー	開館時間内
上市公民館	1階、3階	開館時間内
音杉公民館	1階	開館時間内
宮川公民館	1階	開館時間内
南加積公民館	1階	開館時間内
柿沢公民館	1階	開館時間内
相ノ木公民館	1階	開館時間内
白萩西部公民館	1階	開館時間内
大岩公民館	1階	開館時間内
山加積公民館	1階	開館時間内
弓庄公民館	1階	開館時間内
上市町武道館	玄関ホール	開館時間内
上市町B&G海洋センター体育館	玄関ホール	開館時間内
上市町民体育館	玄関ホール	開館時間内
弓庄コミュニティスポーツセンター	玄関ホール	開館時間内
上市町体育センター	玄関ホール	開館時間内

備考 電波の性質上、この表に掲げる場所内であっても利用できない場合がある。